

提言・実践首長会からの提言書

提言・実践首長会

事務局：NPO 法人地域交流センター

〒104-0043 東京都中央区湊1-9-8 八重洲第六長岡ビル3階

TEL：03-3553-7344 FAX：03-3553-7346

提言・実践首長会からの提言項目一覧

農林部会

P 6 ・ ・ I 農業振興政策、林業振興政策に共通する提言

- 提言 I—1 現場の状況に即した農林業政策の展開を
- 提言 I—2 制度を簡素化し、意図が分かりやすい農林行政の実現を
- 提言 I—3 条件が不利な地域向けの対策の積極的な展開を

P 7 ・ ・ II 農業振興政策に関する提言

- 提言 II—1 国・地方自治体の役割の明確化を
- 提言 II—2 補償交付金額の算定は、銘柄・産地、作付規模に配慮を
- 提言 II—3 生産緑地法や関係法令等の見直しを
- 提言 II—4 農業経営の継承が円滑にできる相続制度の構築を

P 8 ・ ・ III 林業振興政策について

- 提言 III—1 日本の資源である森林整備の推進を
- 提言 III—2 間伐と間伐材の有効利用推進を
- 提言 III—3 都市周辺の里山整備促進を
- 提言 III—4 地球温暖化防止税（森林環境税）の創設を

かわくにづくり部会

- P 9 ・ ・ 提言 1 民間施設も含めた川の駅ネットワークへの支援を
- 提言 2 川を使った教育活動を強化されたい
- 提言 3 流域単位での防災共助のシステム構築を

環境部会

- P 11 ・ 提言 1 ごみ焼却施設小規模化及び施設延命化への交付制度確立を
- 提言 2 地域事情に適した制度の後方支援を
- 提言 3 リサイクル事業に統一したルールの構築を
- 提言 4 CO2削減について積極的で多面的な施策の構築を
- 提言 5 もったいない思想の普及と実践を

防災部会

- P 13 ・ 提言 1 国民が安心できる自治体連携による災害補償制度の確立を
- 提言 2 自主防災組織・消防団に明確な支援を
- 提言 3 都市部で災害用井戸の復旧を

地域主権及び随意契約検討部会

- P 15 ・ 提言 1 価格競争至上主義でなく、多様な契約方式に改善を
- 提言 2 国は、自治法による地方の契約事務への縛りの緩和を

教育部会

- P 17 ・ 提言 1 地域の特性、独自性を生かした教育の推進を
- 提言 2 市町村教育委員会制度、開かれた学校のあり方に工夫を
- 提言 3 市町村教育委員会が教員の採用枠と育成責任を持つ新たな制度の創設を
- 提言 4 教員の適性保持は、資格要件の見直しで対応を
- 提言 5 実りある全国学力・学習状況調査にするため、総合的な評価を

内閣総理大臣

鳩山 由紀夫 様

提言・実践首長会

提言・実践首長会 会長 見附市市長 久住 時男

提言・実践首長会 会長代行 草加市市長 木下 博信

提言・実践首長会からの要望

はじめに

私たちは、地域の振興に日夜取り組む、全国 37 の有志市町村長で構成する組織です。平成 14 年の結成以来、自治体間で連携して様々な実践活動を推進する傍ら、国への提言を続けてきました。

私たちは、それぞれの自治体行政に責任を負う首長の連携組織であり、特定政党と結びつく活動は避けていますが、閉塞感が漂う旧体制の打破を目指して国民が誕生させた新政権には、大きな期待を寄せています。

新しい政権が独自色を出し、その成果を挙げるには、ある程度の時間がかかることは承知していますが、政治の停滞が一刻も許されないのは、国も地方も同様です。新政権は、政権交代のその日から、国民の希望を実現する責務を負い、遅滞なく活動することを求められています。

このような新政権の活動を促進する一助として、いくつかの具体的な改革と実践の提言をします。地方が抱える喫緊の問題とその解決策を具体的に示したつもりです。

政府・民主党におかれては、本提言をしっかりと受け止めて、新政権に寄せる地方の期待に応え、国民の信頼を高めるよう心から要望いたします。

地域主権の実現へ、期待をこめた連携提言

～地方と国が連携して創造する、活力ある地域主権社会づくり～

平成21年9月、「地域主権の確立」をマニフェストに掲げる新政権が誕生しました。新政権は、地方の自主財源を大幅に増やし、活気に満ちた地域社会をつくる基本方針を掲げ、国と地方の協議の場を法制化することを明らかにしています。

私たち提言・実践首長会は、平成14年の結成以来、「地域主導での地域づくり」を目指してきました。今、この目標は、有志首長の限られた活動から、新たな政権によるマニフェストとなり、この国を挙げて取り組み、実現すべきものとなっています。

私たちは、このマニフェストを支持します。

地方と国、それぞれが責任をもって、主体的に役割を分担し、必要な連携をし合う政治の仕組み、行財政の仕組みを築こうではありませんか。

私たちは、地域主権の確立を目指す、新政権の取り組みを支持し連携、推進したいと考えています。

提 言 ・ 実 践 首 長 会 員

□ 顧 問

糠谷 真平（国民生活センター顧問） 森 民夫（長岡市長、全国市長会会長）

□ 会 長

久住 時男（見附市長）

□ 会長代行

森 真（各務原市長） 鈴木 俊美（大平町長） 木下 博信（草加市長）

□ 副 会 長

宮路 孝光（日置市長） 後藤 太栄（高野町）

□ 会 員

五十嵐 忠悦（横手市長） 仁志田 昇司（伊達市長） 竹内 昱俊（会津坂下町長）

日向野 義幸（栃木市長） 鈴木 俊美（大平町長） 岸 良昌（みなかみ町長）

吉田 信解（本庄市長） 木下 博信（草加市長） 志賀 直温（東金市長）

松崎 秀樹（浦安市長） 馬場 弘融（日野市長） 渡辺 幸子（多摩市長）

森 民夫（長岡市長） 國定 勇人（三条市長） 久住 時男（見附市長）

渡邊 廣吉（聖籠町長） 堂故 茂（氷見市長） 泉谷 満寿裕（珠洲市長）

荻野 正直（笛吹市長） 大山 耕二（中津川市長） 森 真（各務原市長）

今井 良博（白川町長） 渡部 修（磐田市長） 山岸 正裕（勝山市長）

水谷 元（桑名市長） 日沖 靖（いなべ市長） 岡本 章（九度山町長）

後藤 太栄（高野町長） 宮下 裕（善通寺市長） 奥村 慎太郎（雲仙市長）

中野 五郎（臼杵市長） 宮路 高光（日置市長） 儀武 剛（金武町長）

□ 準 会 員

片山 健也（二セコ町長） 阿久津 貞司（渋川市長） 谷口 尚（白川村長）

順不同 平成22年1月現在

提言・実践首長会 農林部会提言

農林部会 会長 金ヶ崎町長 高橋 由一

I 農業振興政策、林業振興政策に共通する提言

提言 I—1 現場の状況に即した農林業政策の展開を

これまでの農林行政は、政府が定めた農林業政策を実施するという上意下達的なものであった。これでは、市町村や県という直接、農林業者に接し得る人たちの知見が生かせず、軋轢や混乱のみが生じる状況が多々見られる。

農林業施策の中心はあくまでも農山村である。政策立案段階から地方自治体の政策担当者の参画や意見聴取を積極的に行い、速やかに実施に移せるような協力体制を作られたい。

また、農林業者が先を見通せるような安定的した農林行政を展開するべきである。

提言 I—2 制度を簡素化し、意図が分かりやすい農林行政の実現を

平成 21 年度までの予算体系を見ると、同様の趣旨の補助金が、一部要件を加えて別な事業として創設されるケースが少なくない。現場レベルでは、複雑な事務手続きに加え、それを受け取る農林業者自身も「何にどれだけ」補助が出されているのか把握が難しい状況にある。これでは、本来の政策の意図すら伝わらないこともあり得る。

申請方法等の改善に努めるだけでなく、複雑な制度設計を改め、補助の出し手となる地方公共団体、受け手である農林業者にも政策意図が十分に伝わるような政策とするべきである。

提言 I—3 条件が不利な地域向けの対策の積極的な展開を

農林業は、国土・資源の保全管理や保健休養など多面的機能を有している。なかでも中山間地はその機能が高く大きい。このため直接支払交付金の一層の予算確保など、条件的に不利な地域対策の積極的な展開が望ましい。

Ⅱ 農業振興政策に関する提言

提言Ⅱ—1 国・地方自治体の役割の明確化を

わが国の食料自給率は41%（平成20年度カロリーベース）と先進国の中でも最低の水準にある。また、国内の農業の担い手の高齢化は進み、54.0歳（平成20年）となっている。さらに、農村部では限界集落も出現しており、国内の生産基盤の維持・確立はもう待ったなしという状況である。

こうした中で定量的な目標（食料自給率50%）を示すだけでなく、農業者・行政（国、地方自治体）・生産者が果たす役割など、全体的なビジョンを示すことが望ましい。

作物や地域性が多様な日本ではあるが、地域性（平場、条件不利地域）や営農形態（個人経営、集落営農）別の担い手像を正確に把握して、継続的かつ効率的な施策を明確にするべきである。

提言Ⅱ—2 補償交付金額の算定は、銘柄・産地、作付規模に配慮を

補償交付金額の算定にあたっては生産費、販売価格とも全国平均を使用することとしている。しかし、米の価格は良質米地帯ほど高い。生産費は条件不利地域や規模が小さい農家ほど高い。これらを考慮して出来るだけ差の少ない算定が望ましい。

提言Ⅱ—3 生産緑地法や関係法令等の見直しを

都市部の農地は良好な住環境の形成にも寄与しているが、年々減少傾向にある。これを保全するのは生産緑地制度だが、指定後30年間の営農継続は農業者の精神的負担である。また、経営中止時に相続税が宅地並評価となることや、市町村に買取り請求をした場合に、地価額が高いため購入できないなど問題が多い。農地は事業用地であり、単なる不動産ではない。事業承継可能な制度設計を求める。

提言Ⅱ—4 農業経営の継承が円滑にできる相続制度の構築を

農家の相続には遺産分割による農地の細分化、都市部では地価の上昇に伴う相続税負担の過重化など大きな問題がある。継承者が営農に支障を来さないような制度が望ましい。

Ⅲ 林業振興政策について

提言Ⅲ－１ 日本の資源である森林整備の推進を

日本の豊かな森林は、きれいな水を蓄え、おいしい空気を育み、CO₂の固定にも大きな役割を果たす、世界に誇れる資源である。しかし経営困難のため管理放棄されているケースが少なくない。50～60年までの人工林は、間伐事業を繰り返し育てないと荒廃する。

林道や作業道の整備による間伐作業の機械化と、間伐材の全量搬出など森林を守り育てるあらゆる施策を、積極的に展開されたい。

提言Ⅲ－２ 間伐と間伐材の有効利用推進を

間伐材は林地で腐らせるのではなく、全て搬出し利用できるものは柱や板としてCO₂を固定する。一方、利用できないものや端材は、バイオマス燃料として活用することでゼロエミッションが実現できる。公共建物には国産材利用を促進、木質バイオマス発電の全量買取り、木質ペレット燃料による冷暖房設備の普及などを、積極的に推進する必要がある。

提言Ⅲ－３ 都市周辺の里山整備促進を

都市の中でも緑に囲まれた環境整備が求められている。都市に残っている「里山」の整備も生産林としての機能は小さいが、癒しの空間、憩いの空間として大切に保全しなければならない。間伐作業管理道路、散策路整備、案内看板、休憩所など整備については積極的な支援を求めたい。

提言Ⅲ－４ 地球温暖化防止税（森林環境税）の創設を

暫定税率廃止は安易にガソリン等を消費させる、CO₂削減に逆行する施策であり、この度の凍結は一定の評価ができる。これを一般財源として利用するのではなく、地球温暖化防止税として新たに目的を定めるべきである。その一部を森林環境税として、1、2、3で提言した事業施策の財源に充当することが望ましい。

提言・実践首長会 かわくにづくり部会提言

かわくにづくり部会 部会長 会津坂下町長 竹内 晁俊

～河川流域添いに県境を越えた連携・交流の促進を～

今こそ、河川という国民の財産を住民が主体的に守り、次代に引継ぐ意識を醸成する必要がある。そのためには、人々を川に近づける仕組みを、川沿いに連続して設置することが有効であり、その機能を持つ「川の駅」に期待するものである。

提言1 民間施設も含めた川の駅ネットワークへの支援を

国はこれまで「まちの駅」「川の駅」などの様な民間施設を支援することは難しいとしていた。しかし地域住民が集まって振興策を話し合ったり、多様な情報を交換する拠点となる「まちの駅」の場合は既に全国で1,600箇所以上の民間施設が、旅行者や通行人にトイレと休憩スペースを開放、地域情報を無料で提供している。こうした取り組みは「新たな公」と呼ぶに相応しい。同様の民間施設がネットワークを形成し、公的施設と連携すると効果は飛躍的に向上する。

提言2 川を使った教育活動を強化されたい

近年、子どもの農山漁村体験プログラムが増えている。しかし、田舎の子ども達にも都会の生活、社会の動き、文化や芸術の体験が必要である。

そこで、川を軸にして源流・上流・中流・下流で、子どもたちが相互乗り入れし、生活や環境の違いを実体験させる。

それには学校や地域との連携を強化し、モデル河川流域でのパイロット事業を実施するのが望ましい。そのための民間協カシステム作りには、川の駅の増設とネットワーク形成が重要である。

提言3 流域単位での防災共助のシステム構築をされたい

防災に関して行政レベルでは被災時の応援、協力体制が整いつつある。しかし、被災者が避難したり疎開するには、さまざまな課題がある。

そこで、別に防災共助システムを構築することが重要になる。その際、歴史的にも関係が深い上下流は、一体感を醸し出し易く交流・連携の密度も濃くなる。これをベースとして、ブロックごとに数珠繋ぎ状になれば、流域全体が点、線結合から面的に繋がり相互支援体制の実現も容易になる。

(1) 川に対する住民認識

かつて、川は生活と直接結びついた地域資源であり、人々は川を軸に交流し、連携していた。また、川は子どもの教育資源であり、郷土愛を育む原体験の場でもあった。

しかしながら、国家の成長に伴う生活の変化は、子ども達から学びの場であった河川を奪い取り、川で遊んだという原体験を持たない住民は、河川空間が自分達のものであるという認識がなく、川を活用しようという意識も芽生え難い。

(2) 川とくにつくり

日本には、109の一級水系がある。いずれも山間部に源を発し、海に至るが、舟運が廃れた近年はこれまで上下流地域は水源地と消費地という程度の関係でしかなかった。しかし、多くはその間にいくつかの県境を通過するので、連携・交流の機会を内包している。

これに注目した流域の市町村の中には、それぞれの区域内に防災・健康・教育・文化・観光などの拠点を設け、それらを結びつけることにより、これまでにない交流の輪を広げる動きが活発化しつつある。国土交通省、文部科学省、厚生労働省もこれを重視し、補助対象事業に認定し、支援をはじめた。

その一例が、群馬県みなかみ町を起点に東京都江戸川区までの利根川・江戸川流域と、新潟県長岡市を経て新潟市に至る信濃川・魚野川流域の20市町村にまたがるエリア。新潟県側では長岡市が中心になって、防災をキーワードに、川沿いの空間を活用する広域的な「共助（支え合い）」の仕組みづくりと、地域振興を目指す調査検討を開始した。太平洋側でも流域の市区町村がEポートを使った川下り、自転車利用の文化交流や防災の相互支援計画の具体化を進めている。

また、福島県の会津坂下町から、阿賀川、只見川に至る8市町村が連携する「会津いまと木サイクル創造協議会（建設業の元気回復事業）」も広域共助と地域振興を重要な柱にしている。

日本列島は、道路が背骨となり縦型につながってきたが、一級河川だけでなく、さまざまな流域沿いに横型の連携が進めば、各地で一層緻密な交流促進が期待できる。

提言・実践首長会 環境部会提言

環境部会 部会長 日野市長 馬場弘融

■基本理念

これまでの文明に対する反省を踏まえ、脱焼却、小分けの発想をもとに、将来のごみゼロ社会構築に向けた具体的な提言をしたい。

行動様式としては、従来の3R

Recycle（再生利用） Reduce（発生抑制） Reuse（再使用）

に加え、Refuse（発生回避）を加えた『4R』が適切である。

提言1 ごみ焼却施設小規模化及び施設延命化への交付制度確立を

循環型社会形成に向けたごみ処理手法を検討中だが、現時点では焼却処分はかなり依存することは否定できない。排出量を削減していく過程で、可燃ごみ焼却処理施設の新設及び建替え時に、施設が小規模であっても補助する仕組み、現施設の稼働期間延長に対するメンテナンス費用の補助制度の確立を求めたい。

なお、焼却炉業界は寡占化が目立ち、価格及びメンテナンス費用も高止まりしている感が強い。これは自治体にとって大きな負担である。自前の専門技術者を養成するとともに、焼却炉使用に関し周辺自治体との連携・協力を努めるが、国による指導もお願いしたい。

提言2 地域事情に適した制度の後方支援を

可燃ごみの約50%が生ごみであることを考慮し、排出ごみ総量を削減するためにも家庭、地域で生ごみの循環システム構築が必要。但し、これまでの『堆肥化』施設による事業化は、地域の状況把握が不十分だったこともあり、適切な運営と言えないケースもある。今後は、地域の実情に適した制度への支援が必要となる。

提言3 リサイクル事業に統一したルールの構築を

拡大生産者責任として、流通と販売の静脈部分をメーカー、流通大手の中に入れ込むことが必要となる。また、リサイクルを広域で進めるための統一ルールづくりの構築が急がれる。

提言4 CO2削減について積極的で多面的な施策の構築を

これまで私たちが進めてきた文明への反省を踏まえ、全ての国民の生活を根本から見直すことが求められている。まず、日々の暮らしの中でひとり一人が実行可能な家庭内からのエネルギー削減を徹底していくことが最重要課題である。そのために太陽エネルギーはじめ、省エネルギー手段の普及を積極的に進める必要がある。

また、将来を見据え次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実させることも重要である。

提言5 もったいない思想の普及と実践を

日本人が一日に使う水の量は平均280リットルと言われる。これを神奈川県を除く首都圏約2,600万人が一割節約すると冬場の渇水期を乗り越えられ、八ッ場ダムを建設しないで済む可能性が出てくる。首都圏は最近あまり使用されていない水利権を貸借して夏の水利用を賄っているが、冬期は水そのものが不足気味なので綱渡りして凌いでいるのが実状。しかし節約が徹底すれば計算上年間約1億4千万トンの水が浮く計算になる。

これは八ッ場ダムの貯水量を上回る。これに限らず日本人が紙、木材から清涼飲料水の購入(500ml入りペットボトルが150円、ハイオクガソリン1リットルより高い値段とは!)さらには、石油・ガス系エネルギーなどの消費を少し控えれば、CO2削減への道程も見えてくるのではないか。

提言・実践首長会 防災部会提言

防災部会 部会長 笛吹市長 荻野 正直

提言 1 国民が安心できる自治体連携による災害補償制度の確立を

○阪神・淡路大震災を契機に制定された被災者生活再建支援法では、補償額の上限は300万円。災害で財産を失った人が、家屋を再建するには極めて不十分である。

また、任意加入の民間保険は充実しつつあるが、掛け金が高い割に補償額は少ない。地震災害に対しては、比較的充実していると言われるJAの建物更生共済でも、自然災害の半分の補償で、安心できるものとはいえない。

○2004年10月に発生した「新潟中越地震」で、大きな被害を受けた山古志村（当時）は、大半の家（約93%）がJAの建物更生共済に加入していた。このため建築物の復旧については比較的スムーズに進んだ。震災後に豪雪があった関係で、共済金の少ない地震災害ではなく、共済金の多い自然災害が適用されたのは不幸中の幸いだった。

○しかし、これは例外中の例外であり、国とすべての都道府県、市町村が関わって、国民が安心して生活できる、自治体連携による災害補償制度の確立が必要である。

原資の大部分は市町村の固定資産税から充当するが、全世帯主が年額1千円程度拠出することで連帯意識も育つ。この制度が出来れば、災害多発国ニッポンの国民も、物心両面でゆとりのある生活が可能になる。

提言 2 自主防災組織・消防団に明確な支援を

○「阪神・淡路大震災」や「新潟中越地震」は、自主防災組織の重要性を再認識させた。

大災害時には消防署員より消防団員が先に駆けつける。その消防団に対する支援策は地方交付税に算定されているだけで、きわめて不十分である。

○殆どの自治体が団員の確保、高齢化等の難問を抱えている。

○このため、消防団を含めた自主防災組織の養成、強化と支援が必要である。

- ・自主防災組織の拡充には、ハード、ソフト両面から継続的に支援する制度が必要。備蓄品や器材の整備、防災訓練、学習会などへの講師派遣と、防災リーダーの養成などはその例である。
- ・消防団については教育現場でその社会的意識をしっかりと植え付け、子どもたちが将来進んで入団する基礎を固めたい。
- ・消防団員に対する各種災害補償の負担金、消防団運営費などの支援を制度化が望ましい。
- ・シニア、ジュニアの消防団を組織するのに必要な措置を講じたい。

提言 3 都市部で災害用井戸の復旧を

地震など被災時に必要不可欠なものの一つは水である。飲料は勿論、水洗トイレも水がなければ使えない。30年前まで東京区内にも多数の井戸があった。多くは地下水汚染、地盤沈下の要因といった理由で埋設されたが、トイレ用なら少々の汚染は問題ないし、煮沸すれば緊急時には飲用にもなる。世田谷、杉並、中野、練馬、板橋区などは、ポンプのパッキング修理費を区が負担する代わりに、井戸の共同利用を推進している。都市部に降った雨水、井戸水の活用推進も求めたい。

地域主権型契約制度への改革提言

～地方の自主性を生かし、地域の活力を高める契約制度の実現へ～

地域主権及び随意契約検討部会 会長 草加市長 木下 博信

提言 1 価格競争至上主義でなく、多様な契約方式に改善を

現行の契約制度は、価格競争中心の入札契約以外はすべて随意契約である。入札以外の随意契約を「悪」と見なし、安ければよいという風潮が広がり、価格以外の要素で地方独自の事情を反映させて事業者を決めることが難しい。その結果、地元の業者が弾き出されて、地域に金が落ちず経済が活性化しないなど、様々な弊害が生まれている。

そこで、「入札契約」と「随意契約」に二分された現行制度から「競争契約」と「特定事業者選定契約」のように、入札方式をもっと公明正大に進めやすくするべきである。

提言 2 自治法による地方の契約事務への縛りの緩和を

自治体の入札・契約事務は、今や国が画一的に定める契約ルールで、がんじがらめになっている。小さな工事にも多くの期間とコストがかかるなど、業者の負担も甚大である。国と自治体では工事や委託事業の規模や内容も異なり、地域の事情も千差万別である。

そこで、国は契約制度の原則的事項だけを定めるにとどめ、自治体が条例などで地域の事情や特性に対応して契約できるような仕組みにすべきである。

提言の背景

1. 契約の変化

- 地方自治体の契約制度は、地方自治法及び同施行令で運用の詳細まで規定されており、一般競争入札と指名競争入札のほかは、すべて「随意契約」とされている。つまり、価格による競争入札以外は、企画競争（プロポーザル方式）契約などもすべて随意契約と見なされている。
- これは、現行の契約制度が、公共工事、特に道路築造や公共下水道整備などの全国共通型（画一型）の工事請負契約を想定しているからである。
- しかし、工事請負契約は減少傾向にあり、受注者の高度な専門性やノウハウ、特殊な技術力等に左右される委託契約の比重が増加傾向にある。
 - ・ 例えば、まちづくり計画や農業政策づくりなど、地域独自の政策・事業提案に関するもの。
 - ・ 公共建築物の設計など、高度な専門性のほか独自の意匠が望まれるもの。
 - ・ 保育サービスなど人的なサービスで、特にその質や専門性を問われるもの。
 - ・ IT関連など、最新の情報や技術が民間側にあり、行政による規格・仕様では、必要かつ十分な成果を期待しにくいなどがそれである。
- 公共工事自体も大規模なものが減り、地域密着型の小規模工事が中心となりつつある。そして地域再生事業や街並み保存・修復事業など、地方独自型（地域まちづくり型）が増えている。

2. 価格競争至上主義による諸弊害

このような変化の中で、価格競争だけを重視するような現行の契約制度は、次の弊害を生んでいる。

- 予定価格より大幅に低い価格で落札される過当競争や、大企業が下請けの中小企業にコストダウンを求める「下請けいじめ」が深刻になっている。
- 価格競争の絶対化による価格破壊、都市の大企業との競争にさらされて、土木関係を中心に地

元業者は疲弊し切って激減した。その結果自治体は地元業者との信頼関係を築くことが難しくなりつつある。

- とりわけ災害時は地元業者の協力・支援活動に期待したいが、仕事が貰えぬ地元業者側には、自治体に協力する義理はない、という風潮が広がってきた。
- 意匠や特殊な技術、ノウハウなどを活用しにくく、建築等工事や委託事業が画一化しがちである。
- 高度で特異な知見や情報等ソフト面の重要性がなおざりになり、内容が乏しくても価格が安い企画が受注する傾向に歯止めがかからない。
- 地域独自の産品、伝承的な工芸技術などを生かしたまちづくりや産業活性化が図りにくい。
- 保育などの人的サービスで質の低下を心配する声がある。
- 競争入札の諸弊害を是正するため、価格以外の要素も加味して落札者を決定する「総合評価方式入札」が追加されたが、現行の契約制度の枠内で無理矢理つじつまを合わせたものであり、資料準備等で業者負担が過大になる、など使い勝手が悪い。

提言・実践首長会 教育部会提言

教育部会 部会長 中津川市長 大山 耕二

提言 1 地域の特性、独自性を生かした教育の推進を

- 学校、家庭、地域の三分野の適切な役割分担と、連携による教育力の向上が急務となっている。このうち学校教育の占める比重は家庭や地域より高い。学校が本来の役割をより有効に果たすため、家庭や地域社会も積極的に教育に参加できるような工夫が求められる。

また地域の特性や地域独自の発想によって進める教育とともに、多様な人間の能力・適性を伸長する教育も必要である。

提言 1-1

家庭を巻き込む地域独自の教育システムの創設が必要である。地域の教育活動を担う「地域教育協議会」（仮称）を設置し、家庭で「早寝、早起き、朝ご飯、お手伝い」の実践に取り組むべきである。

また地域における教育の活性化を図るため、地域ボランティア活動を幅広く評価して、入試などで加点するシステムを創設するべきである。

提言 1-2

地域の実情に応じた教育を実現できるよう、全国一律ではなく都市型、地方型など柔軟に選択できる教育計画の策定を進めるべきである。

提言 1-3

「6-3-3制」の教育制度を見直し、人間の能力や適性を活かす多彩な教育システムが必要である。

例えば、様々な分野でのリーダーとなり得る人材を育成するため、系統的・継続的な教育ができる中高一貫制や、若いうちに優れた技能を身につけるために、多様な進路が選択できる仕組みが必要である。

提言2 市町村教育委員会制度、開かれた学校のあり方に工夫を

○ 教育委員会は、形骸化しており、地域住民の意向を十分に反映していないという指摘がある。

この制度の意義を検証し、教育の独立性・独自性を確保した上で、地域住民や保護者の意見を学校教育に反映するため、現行の制度を工夫していくべきである。

提言2-1

学校の現状を把握するとともに地域住民や保護者の意見を随時聴取する、移動教育委員会システムを取り入れる等、行動・提言する教育委員会とすべきである。

また基本的な教育財源を保障し、人事権を付与することにより、現行の教育委員会制度を活性化していくべきと考える。

提言2-2

教育行政の実施に責任を持つのは地方公共団体の長か教育委員会か、選択できる仕組みも考慮する必要がある。

提言2-3

学校長は責任を持って学校教育を実践するべきだが、学校が家庭や地域と適切に役割分担し、連携するには、現行の学校評議員会制度（校長の補助機関）を活用するのが望ましい。

提言3 市町村教育委員会が教員の採用枠と育成責任を持つ制度を

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成20年4月に改正され、教育における地方分権の推進の中で、県費負担教職員の人事に関し、市町村教育委員会に一定の権限が委譲された。

しかし、特色ある質の高い義務教育を実現するには、地域に根ざした優秀な人材の育成・確保が必要であり、既に中核市には委譲されている研修権に加えて人事権の委譲推進が必要である。

提言3-1

教育水準の確保（教育レベル保持）は国の責任であり、それを担う教員には給与全額国庫負担金と市町村教育委員会の研修費補助などを加え、給与保障と資質・能力向上研修の財源保障をすべきである。

提言3-2

教員採用時に、児童生徒数・学校数などを勘案した各市町村数名の採用枠を設ける。それとともに、市町村が独自に研修の充実を図れる人事制度（ホームグラウンド制度）を創設し、市町村教育委員会への人事権委譲を更に進めるべきである。

提言3-3

教育レベルの保持に必要な基礎研修は国が定義し、県・市町村教育委員会が独自の研修を付加して、教員の資質能力を向上すべきである。

提言4 教員の適性保持は資格要件の見直しで

- 平成21年度にスタートした教員免許更新制度は、10年ごとに教員に30時間の講習受講を義務付けるものだが、この制度により教員の適格性の確保と専門性の向上が図れるのか。教員の多忙化など種々の問題点が指摘されている。

民主党の政策では、「教員の資質向上のため、教員免許制度を抜本的に見直す。教員の養成課程は6年制（修士）とし、養成と研修の充実を図る」としているが、2年間の養成課程を設置しても果たして資質ある教員を確保できるのか、はなはだ疑問である。むしろ免許交付時の資格要件を見直して対応すべきではないか。

提言4-1

教員資格を有するか、或いは各県の採用試験に合格すれば教員になれる制度の弊害是正が必要である。大学卒業時に仮免許を付与し、2年間の仮採用実習後に本免許を付与するシステム（2年間のインターン制度）を創設すべきである。

提言4-2

教員の専門性の向上については、県と市町村教育委員会で役割分担しながら現場研修を充実・発展させ、資質と能力向上を図るべきである。

提言4-3

教員の多忙化を解消し研修時間を確保するため、学校事務職員の複数配置と地域対応職員等の新規配置など、教師が学校教育に専念できる体制づくりと、学校のスリム化を促進すべきである。

提言5 実りある全国学力・学習状況調査にするため、総合的な評価を

- 全国学力・学習状況調査事業については、序列化問題や抽出調査の有効性への懸念などが提起される中で見直しが行われた。

調査の目的は、「学力と学習状況の検証改善サイクル」の確立であり、「基礎基本の習得と、たくましい子どもの育成」にとって有効な手段でもある。

抽出調査への変更により、個々への検証と指導が困難となる恐れがある。また、人間の能力や適正を活かし、「生きる力」を養うため、総合的で多様な評価としていく必要がある。

提言5-1

全国学力・学習状況調査は国や地方自治体の教育水準把握のみならず、学校・個人への指導資料を確保、分析に役立つ。従って教職員の意識改革に有効であり、すべての子どもたちがすることが、学力や生活向上に繋がると考える。

少なくとも希望する市町村の円滑な参加を保障されたい。

提言5-2

児童、生徒の評価は、算数・数学、国語に加えて、理科、社会も含めるべきである。

また学習面ばかりでなく、集団適応能力や文化、スポーツに取り組むプロセスと身に付いた技能等、多様な能力を評価するシステムが必要である。